第二次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 第2期

(2018年度~2020年度)

~持続可能な循環型社会をめざして~



[2017年度新たに建設された塩尻クリーンセンター(中継施設)]

2018年3月

塩 尻 市

目 次

第1章 計画の基本的事項

1	計画見直しの背景及び目的	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画見直しの考え方	4
5	将来人口	4
6	ごみ発生量の実績と予測	5
7	計画の進行管理	6
8	計画の推進体制	7
第2	章 施策の展開	
1	基本理念	9
2	基本方針	9
3	ごみ処理の流れ	10
4	ごみの分別と処理方法	11
5	前基本計画(2001年度~2014年度)の取り組み結果	12
6	数値目標及び第1期計画における取り組み状況	14
7	第2期計画に向けての課題	15
8	数値目標の見直し	15
9	各基本計画に基づく取り組み内容	16
1	0 市民、事業者、市の役割分担	17
1	1 施策と主な取り組み	18
	(1) 基本方針 1 環境教育の推進	
	(2) 基本方針 2 協働による資源循環型社会の構築	
	(3) 基本方針3 安全で安心な廃棄物適正処理の推進	
1	2 施設整備等に関わるスケジュール(予定)	22

第1章

計画の基本的事項

1 計画見直しの背景及び目的

「塩尻市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」は、2000年度に策定され、2006年度に「塩尻市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画中期計画」、2009年度に「塩尻市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画後期計画」の2回の見直しを経て、2014年度に新たな「第二次塩尻市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(2015年度~2023年度)」が策定されました。

この新たに作成された「第二次塩尻市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画 (2015年度~2023年度)」を基に、市民・事業者・市が連携・協働し、循環型社会の形成に向けてさまざまな取り組みを進めてまいりました。

この間においても、地球温暖化問題や、廃棄物に関する世界規模の環境問題が深刻化するとともに、国内でも廃棄物の発生抑制や再使用の推進、温室効果ガス排出量の更なる削減など、多くの課題への取り組みが求められております。

本市が、今後さらに、住みよい持続可能な地域を形成し、豊かさを感じられる生活環境を育むためには、ごみの排出抑制、廃棄物の適正処分や3R(リデュース・リユース・リサイクル)などの適正で効率的な一般廃棄物の処理を進めることが必要です。

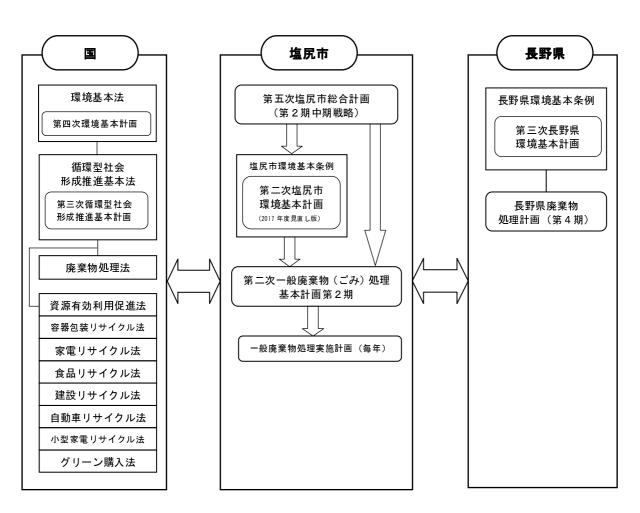
地球温暖化や社会情勢の変化を踏まえながら、長期的・広域的な視点の基、今後の6年間を見据え、本計画の最終年度である2023年度における達成目標値に向け、3年に1回実施することとした第二次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直しを行いました。

2 計画の位置づけ

我が国における環境政策の基本的な考え方は、環境基本法で定められています。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項では、市町村が一般廃棄物処理 基本計画を定めることを義務づけており、「第二次一般廃棄物(ごみ)処理基本計 画第2期」は、同法施行規則第1条の3に定める基本計画に該当する法定計画です。

この計画は、国の「第四次環境基本計画」、「第三次循環型社会形成推進基本計画」 及び廃棄物処理を定めた各種法規則に加え、県の「長野県廃棄物処理計画(第4期)」 等と整合を図って策定しました。

また、市の「第五次塩尻市総合計画(第2期中期戦略)」、「第二次塩尻市環境基本計画(2017年度見直し版)」である上位計画の見直しに合わせ見直しました。



図表1 計画の位置づけ

3 計画の期間

「第二次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画第2期」の期間は、「第五次塩尻市総合計画(第2期中期戦略)」、「第二次塩尻市環境基本計画(2017年度見直し版)」と整合性を図り一体的な進捗管理を行うため、2018年度から2020年度の期間とし、2020年度に第3期計画に向け見直しを行います。

計画目標年度 2023 年度



図表 2 計画の期間

4 計画見直しの考え方

「第二次塩尻市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の見直しにあたっては、「第 五次塩尻市総合計画」が目指す都市像「確かな暮らし未来につなぐ田園都市」の実 現に向け、「第二次塩尻市環境基本計画」が目指す「資源を有効に活用するまちを つくる」と言う、現計画で示された基本理念及び基本方針は、長期的な目標である ため継承しました。その上で、計画の継続状況や市民ニーズの変化を踏まえ、これ までの取り組みと課題等を整理し、当初計画の施策及び目標値の見直しを行いまし た。

5 将来人口

人口は、2000 年度の 62,355 人から 2004 年度まで自然増加を続け、2005 年度に楢川村との合併により 68,817 人となりましたが、その後は減少傾向を示しています。

将来人口は、第五次塩尻市総合計画基本構想による 2023 年度の目標人口を、 65,000 人以上と設定しており、この人口を採用しています。

(単位:人)

			実	績			将 来
	2000 年度	2006 年度	2009 年度	2013 年度	2014 年度	2016 年度	2023 年度
区分	前回計画 基準年度	前回計画 前期最終年 度	前回計画 中期最終年 度	今回計画 基準年度	前回計画 後期最終年 度	今回計画 見直基準年 度	今回計画 目標年度
人口	62, 355	68, 817	68, 309	67,947	67, 762	67, 522	65,010

※ 実績人口は、当該年の10月1日住民基本台帳の人口 将来人口は、第五次塩尻市総合計画の政策誘導目標の人口

6 ごみ発生量の実績と予測

将来人口の予測を踏まえた上、現状のままごみ量が推移した場合の推計量から本計画で策定した施策を展開した場合の減少量を考慮すると、2023年度のごみ排出量は19,294トンになると予測され、2013年度と比較して、9%の削減となります。

(単位: t/年)

			実	績			予 測	
		2006 年度	2009 年度	2013 年度	2014 年度	2017年度	2020 年度	2023 年度
区分		前回計画 前期 最終年度	前回計画 中期 最終年度		前回計画 後期 最終年度			
				今回計画 基準年度		今回計画 第1期 最終年度	今回計画 第 2 期 最終年度	今回計画 目標年度
	資源ごみ	5, 895	5, 758	5, 522	5, 143	5, 371	5, 313	5, 254
家庭	可燃ごみ	9, 065	8, 438	8, 550	8, 449	8, 252	7, 976	7, 687
系	その他	401	198	217	207	202	186	171
	小 計	15, 361	14, 394	14, 289	13, 799	13, 825	13, 475	13, 112
	事業系	6, 982	6, 482	6, 927	7, 060	6, 420	6, 353	6, 182
	合 計	22, 343	20, 876	21, 216	20, 859	20, 245	19, 828	19, 294

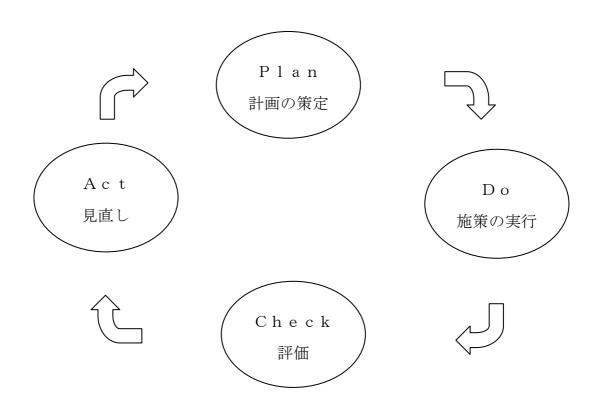
図表4 ごみ排出量予測

7 計画の進行管理

本計画は、計画の策定(Plan)、施策の実行(Do)、評価(Check)、 見直し(Act)のPDCAサイクルにより、継続的に計画の点検、見直し、評価 を行います。

- (1) 計画の策定 (Plan)
 - 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定・改定を行います。
- (2) 施策の実行(Do) 本計画に従い、適切な廃棄物の収集、運搬、処分を進めます。
- (3) 評価 (Check) 毎年、一般廃棄物処理システムの改善・進捗の度合いを客観的かつ定量的に 点検・評価を行います。点検・評価の結果は、市広報やホームページなどで
- 公表します。 (4) 見直し(Act)

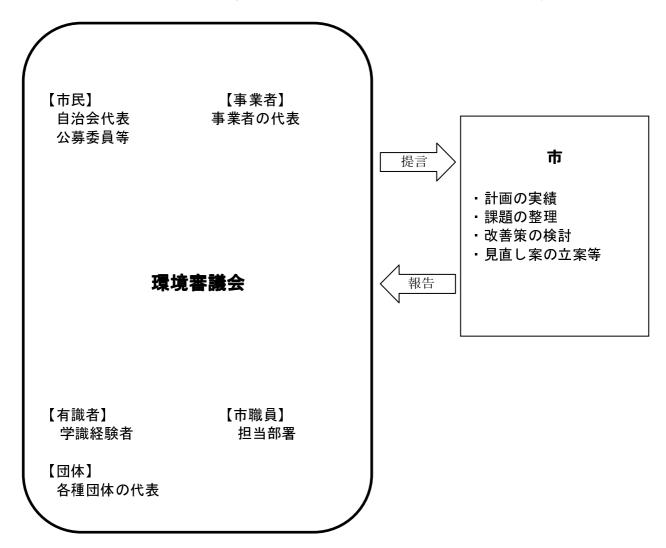
毎年の評価を踏まえ、3年毎に計画の定期見直しを行うと共に、計画の最終年である2023年度に、次期一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定を行います。



図表5 PDCAサイクルによる進行管理

8 計画の推進体制

本計画で示した各種の取り組みについては、市民、事業者、市の各主体が連携して進める必要があります。本計画の進行管理についても、環境審議会に対し、取り組み状況等の報告を行い、環境審議会は取り組みに対する提言を行います。



図表6 計画の推進体制

第2章

施策の展開

基本理念 1

すべての市民・事業者・市の役割分担と協働の取り組みにより、豊かさを実感し、 快適で住みよい持続可能な循環型社会を実現することを基本理念とします。

資源を有効に活用するまちをつくる 「循環型社会」

豊かな自然環境と、これまで築き上げられてきた暮らしやすい田園都市を未来に つなげるためには、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、資源を大切にし、 化石燃料等のエネルギー消費の抑制や転換を進めることが必要です。また、「もっ たいない」を大切にし、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用(3R)を積極的に 取り組み、廃棄物の適正処理を行うなど、資源循環を進め、地球環境や自然環境へ の負荷を低減することが求められます。

2 基本方針

本計画の基本方針は、「環境教育の推進」と「協働による資源循環型社会の構築 と「安全で安心な廃棄物の適正処理の推進」の3つを掲げます。

基本方針 1 環境教育の推進

- 資源循環型社会の構築やごみの適正処理推進に不可欠な知識や見識を深めるた め、子どもから高齢者までを対象に、地球温暖化や省エネルギー問題と合わせて、 これまでに引き続き継続的な環境教育を進め、習得した内容が実践できる市民を増 やし、「しっている」から「している」への転換を図ります。
- 地域や市民団体及びNPOなどによる、身近な実践活動を育てます。

実施主体 協力連携



基本方針 2 協働による資源循環型社会の構築

■ 物の生産から流通、販売、消費に至る過程において、市民・事業者・市がそれぞ れ担うべき役割や責任を明確にし、地球温暖化対策として幅広く「もやす・うめる ごみ」を減らし、環境への負荷が少なくなるようリデュース(発生抑制)、リユー ス(再使用)、リサイクル(再生利用)の「3R」を基調とした資源循環を更に促 進します。

実施主体 協力連携



安全で安心な廃棄物の適正処理の推進 基本方針 3

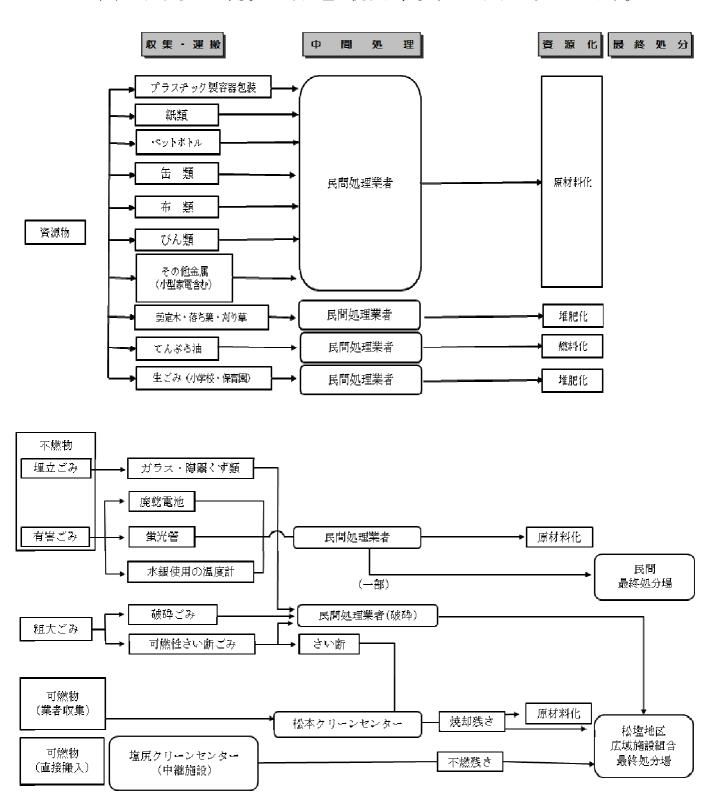
- 松塩地区広域施設組合による可燃ごみの広域・共同処理を機軸に、ライフスタイ ルの変化や高齢化社会に対応したごみ収集処理体制を確立するとともに、環境への 負荷をより低減した再生利用(リサイクル)等は、安全で安心な適正処理を前提に、 環境負荷とコストのバランス、費用対効果を考慮して民間活力による処理体制を推 進します。
- 中間処理施設や最終処分場など、次世代の処理施設整備についての準備を進めま す。

実施主体 協力連携



3 ごみ処理の流れ

本市における2017年度のごみ処理の流れは、以下のとおりとなっています。



図表 7 ごみ処理フロー (2017年度の状況)

4 ごみの分別と処理方法

		分別区分	処理 方法	処分方法	
	プラ	スチック製容器包装	民間業者に選別、圧縮、梱包処理を 委託し、処理後、容り法指定法人ル ートにより資源化	_	
		新聞紙・広告・チラシ			
	紙	本•雑誌			
		段ボール	民間業者に資源化を委託	_	
	類	紙パック			
		その他紙類			
	ペッ	トボトル	民間業者に選別、圧縮、梱包処理を 委託し、処理後、容り法指定法人ル ートにより資源化	_	
咨	de	アルミ缶			
資源ごみ	空き缶	スチール缶	民間業者に資源化を委託	_	
み	告				
	古布	古着類	民間業者に資源化を委託	-	
		無色透明びん			
	空 茶色びん		1		
	空きび	緑色びん	民間業者に資源化を委託	_	
	ň	黒色びん	_		
		その他のびん			
		也金属 家電類含む)	民間業者に破砕、資源化を委託	_	
	せんり	定木・落ち葉・刈り草	民間業者に資源化を委託	_	
	廃食	用油	民間業者に燃料化を委託	_	
可燃	ごみ		松本クリーンセンターで焼却処理	焼却残さは最終処分場で処分するほか、焼却灰の一部を 民間業者に資源化を委託。	
	埋 立 ごみ	ガラス、陶器くず等	民間業者に破砕、選別を委託	可燃残さは松本クリーンセンター焼却、不燃残さは最終 処分場で埋立処分	
不燃ごみ			廃乾電池は、民間業者に資源化を委 託	_	
み	有害	ごみ	蛍光管は、民間業者に破砕、選別、 資源化、埋立を委託	_	
			水銀温度計、体温計は、民間業者に 破砕、選別、資源化、埋立を委託		
		可燃さい断ごみ	民間業者に破砕を委託	松本クリーンセンターで焼 却	
粗大	ごみ	資源粗大ごみ	松本クリーンセンター リサイクルプラザで破砕し金属類を 資源化処理後焼却	_	

(2017年10月1日現在)

図表8 ごみの分別収集区分と処理・処分方法

5 前基本計画(2001年度~2014年度)の取り組み結果

前基本計画における施策について、前期・中期・後期毎の重点プロジェクトとその取り組み成果は次のとおりです。

主な取り組みとして、前期では、2005 年度からのごみ処理有料化の開始、中期では、2007 年度からの学校・保育園の給食生ごみ堆肥資源化の開始、2009 年度からの小型家電類等資源化の開始、後期では、2012 年度からのもえるごみ共同処理の開始、2014 年度からの焼却灰資源化の開始などが挙げられます。

		○学校・保育園給 (2007年度~)○小型家電製品・ (2009年度~)) 化粧品びん(
後 2010 年 2014 年	1 環境教育の推進 2 家庭におけるごみ減量 3 事業所などにおけるごみ減量の推進 4 循環型社会に関する情報の発信及び地域との連携 5 ごみ適正処理のための施設整備と運営	家庭系量 家庭系型立 家庭系型立 事業系ごみ量 事業系ごみ量 プラ製容器包装 プラ製容器包装 〇クリーンセンター (2010年度) 〇事業系ごみ分別同の事業系ごみ分別同の事業系ごみがより同様のの分場の使用期限 2020年の地元クリーンセン	2009 年度 8,438 t 161 t 6,482 t 28% 541 t 大規模改修計 の作成・配付 理(2012 年度 期限の延長(20 三度→2033 年	(2011年度~) ~) 013年度) 度
		(2014年度) 使用期限 2020年 ○焼却灰の資源リサ (2014年度~) ○旧最終処分場の廃 (太陽光発電事 ○ダンボールコンポ ーによる実践行動	イクル 850 t 止と有効活用 業に貸付) (20 スター、生ごみ	014 年度 ~) メ水切りモニタ

図表 9 前基本計画(2001年度~2014年度)の取り組み状況表

6 数値目標及び第1期計画における取り組み状況

本計画の第1期の終期が2017年度であるため、2016年度の状況を各数値目標と 比較すると、次のとおりです。

項目	指標	単位	基準年度 (2013 年度)	中間年度 (2016 年度)	目標年度 (2023 年度)
	ごみ総排出量	t/年	21, 216	20, 068	19, 294
減量化 目 標	家庭系もえるごみ量 (市民1人1日当たり)	g/人日	345	329	324
	事業系もえるごみ量	t/年	6, 927	7, 052	6, 182
資源化 目 標	資源化率	%	26. 0	27.7	32.0%以上

図表10 数値目標達成状況表

期間	重点プロジェクト	期間	月内での成果	:
第 1 期 2015 ~ 2017	里ボノロジェクト 1 環境に配慮し行動する市民の育成 2 家庭系ごみの減量・資源化の推進 3 事業系ごみの減量・資源化の推進 4 循環型社会に向けた再使用・再利用のの推進 5 適正な廃棄物処理の推進	家庭系可燃 家庭系埋立 家庭系埋立 事業系ごみ量 資源化量 プラ製容器包 大田の拠点回収 の古着の拠点回収収 (2016年度~) のクリーンセンタ (2016年度~2	2009 年度 8,550 t 184 t 6,927 t 26.0% 551 t の実施(2015 の実施 2016 資源化補助の 一大規模改修	2013 年度 8, 119 t 167 t 7, 052 t 27. 7% 492 t 年度~) 年度~) 実施

図表11 第1期計画期間中の取り組み状況表

7 第2期計画に向けての課題

長期的な人口減少傾向に伴い、ごみ総排出量は減少傾向を示すことと推測されますが、更に、リユース、リサイクルに向けた分別の徹底により、焼却ごみの一層の減量を図る必要があります。

第1期における、中間結果では、ごみ総排出量及び家庭系もえるごみの1人1日あたりごみ量が、2023年度の目標値に向け順調に減少傾向を示しておりますが、事業系ごみ量が増加の一途を示しており、目標達成が厳しい状況にあります。この状況を踏まえ、排出事業者や集合住宅に対して適正な分別を促すとともに、大型量販店での調理残渣や売れ残りなど多量の生ごみについて、資源化を進めることが必要です。第2期計画の遂行においては、いかに事業系のもえるごみを減少させるかが大きな課題となります。

また、もえるごみや埋め立てごみを減らし、資源化率の向上を図り、最終処分場の埋め立て量を減らすことも必要となっています。

8 数値目標の見直し

第1期の中間結果を基に、計画の最終年度である2023年度の数値目標について、家庭系もえるごみ量の目標値を見直します。事業系もえるごみ量に関して厳しい現状となっておりますが、第2期においては、当初計画の目標値とします。

項目	指標	単 位	基準年度 2013年度	中間年度 2016年度	第2期 最終年度 2020年度	目標年度 2023 年度	備考
	ごみの総排出量	t/年	21, 216	20, 068	19, 828	19, 294	9%以上削減
減量化 目 標	家庭系もえる ごみ量	g/人日	345	329	324	315	8%以上削減
	事業系もえる ごみ量	t/年	6, 927	7, 052	6, 353	6, 182	10%以上削減
資源化 目 標	資源化率	%	26. 0	27. 7	31. 0	32.0% 以上	6 ポイント以上 改善

図表12 目標数値表

9 各基本計画に基づく取り組み内容

第1期の施策及び取り組み内容を検証し、第2期に向けて基本方針に基づく施策 及び取組内容を次のとおりとします。

基本方針	施策	主な取組	取組内容
1 環境教育の	1 保育園・小中学校での環境	取組1-1	環境教材の配布
推進	教育・学習の充実	取組1-2	ごみ処理施設見学会の実施
	2 市民の環境意識向上	取組2-1	3 R推進出前講座の実施
		取組2-2	環境家計簿の普及促進
		取組2-3	ごみ分別地区説明会の充実
2 協働による	3 焼却・埋め立てとなる家庭	取組3-1	分別方法等の情報発信
資源循環型 社会の構築	系ごみの発生抑制	取組3-2	生ごみ減量の促進
		取組3-3	3 Rの促進
		取組3-4	3ない運動の促進
	4 焼却となる事業系ごみの発	取組4-1	情報提供・啓発
	生抑制	取組4-2	資源物回収拠点の拡充
		取組4-3	生ごみ資源化の促進
		取組4-4	分別指導の実施
	5 再使用・再生利用の推進	取組5-1	市民による資源物回収の支援
		取組5-2	焼却灰の再生利用推進
3 安全で安心	6 収集運搬処理体制の充実	取組6-1	効率的な収集方法の検討
な廃棄物適 正処理の推		取組6-2	高齢者対応の充実
進	7 連携処理体制の維持	取組7-1	民間処理施設の活用継続
		取組7-2	広域共同ごみ処理事業の継続
	8 災害時対応の検討	取組8-1	災害時廃棄物処理の検討
	9 廃棄物の不法投棄等の防止	取組9-1	一般廃棄物の不法投棄等の防止対策

図表13 施策・取組一覧表

10 市民、事業者、市の役割分担

目標を達成するため、市民、事業者、市はそれぞれの立場において、それぞれの 役割を果たすことが重要となります。

【市民の役割】

- 1 リサイクルを心がけ、決められたルールに従ってごみを出します。
- 2 一人ひとりが学習し、生活のなかで少しの配慮や工夫を重ね、学習・実践したことを、次世代に継承していきます。
- 3 不要なものは買わず、簡易な包装を選び、ごみを減らします。
- 4 捨てる前に修理して使えないかをもう一度考え、より一層ごみの少ないライフスタイルに転換していきます。
- 5 リサイクル活動、分別収集、店頭回収や不用品引取りなど、身近な資源化活動に積極的に参加していきます。

【事業者の役割】

- 1 再使用や資源化を考慮した製品をつくり、簡易包装や容器の回収ルートなど資源 化システムの整備をすすめます。
- 2 廃棄物をリサイクルをするだけでなく、リサイクル製品を積極的に利用します。
- 3 3 R (リデュース (発生抑制)、リユース (再使用)、リサイクル (再生利用)) を 実践してごみを減らし、出てしまったごみは、適正に処理・処分します。
- 4 事業活動を通して、地域の循環型社会の形成に積極的に参画します。マイバッグ運動や店頭回収の実施、再使用や資源化のPRなど、ごみの減量化につながる活動により、社会に貢献します。

【市の役割】

- 1 ごみの発生抑制と適正処理を促進し、資源を有効に利用して循環型社会の形成に向けた事業をすすめます。
- 2 市民や事業者に、環境に関する情報提供や学習機会の創造を推進し、自発的なごみ の発生抑制や資源化活動をしている住民や事業者などを支援し、連携を深めます。
- 3 環境マネジメントシステム (EMS) を運用し、グリーン製品の調達、ごみの再生、 資源化を中心とした事業活動を強化していきます。
- 4 快適で清潔な地域社会をつくるため、長期的視点に立って、計画的にごみ処理体制を整備していきます。

11 施策と主な取り組み

基本方針

1

環境教育の推進

【現状と課題】

保育園、小・中学校において、IS014001 のマネジメントシステムの中で、ごみの発生抑制やリサイクルについての環境教育が進んでいます。

本市では、子どもから高齢者までを対象に、学びの場の提供として出前講座の開催や、リサイクル施設等の見学を実施していますが、今後も継続的に環境教育を推進しながら、実践、行動する市民を増やす必要があります。

また、自主的にリユースやリサイクルに取り組む市民や団体等への支援の継続が 重要です。

施策1 保育園・小中学校での環境教育・学習の充実

取組 1-1 環境教材の配布

・次代を担う子どもたちを対象とした、ごみ問題に関する環境教材を配布し、 リサイクルに関する出前講座を実施します。

取組 1-2 ごみ処理施設見学会の実施

・松本クリーンセンター、塩尻クリーンセンター、一般廃棄物最終処分場、県 内外リサイクル施設などの見学を実施します。

施策2 市民の環境意識向上

取組 2-1 3 R推進出前講座の実施

- ・市民等を対象としたリユース・リサイクル実践講座や、リデュースを意識し たエコクッキングなど実施し、リサイクル意識の向上を図ります。
- ・分別方法を「単に理解している」から「実践している」への行動転換をはか るため、講座受講者等を地域リーダーとして育成・支援します。

取組 2-2 環境家計簿の普及促進

・ごみの減量、省エネルギー意識の定着のため、実践活動となる環境家計簿「しおじりエコふぁみりー」の普及促進をします。

取組 2-3 ごみ分別地区説明会の充実

・毎年、自治会、衛生協議会との協働で実施する説明会を継続し、リサイクル、 ごみ分別への市民意識の向上に加え、地球温暖化防止の取り組みを促します。 基本方針

2

協働による資源循環型社会の構築

【現状と課題】

もえるごみの収集量は、家庭系の収集量が有料化の影響と分別の徹底により減少傾向を示しておりますが、事業系の収集量が、事業活動の活発化と集合住宅の増加による家庭系から事業系への移行などにより増加傾向にあります。

埋め立てごみの収集量は、小型家電のリサイクル推進の進展により、減少傾向を示しております。また、資源物の収集量は、特に、紙類・金属・ペットボトル・剪定木等の分別収集に加え、小・中学校 PTA 等による集団回収により、増加傾向を示しておりましたが、大型量販店独自の拠点回収の実施等もあり、紙類を中心に減少傾向にあります。

もえるごみの減量は、家庭系においては、紙類及びプラスチック包装容器の分別の徹底強化による資源化の推進と調理残渣の水切りの推進が必要です。また、事業系においては、大規模小売店における調理残渣や廃棄食料品の資源化促進の課題があります。

埋め立てごみは、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進により最終 処分場への埋め立て量を極力抑えることが重要であります。

施策3 焼却・埋め立てとなる家庭系ごみの発生抑制

取組 3-1 分別方法等の情報発信

・ごみの分別方法や排出ルールについて、最新の情報を「環・きょうニュース」、 ホームページ、地区説明会などの様々な媒体を利用して情報提供を継続しま す

取組 3-2 生ごみ減量の促進

- ・生ごみ排出の減量を図るため、生ごみ処理機の購入支援、ダンボールコンポスターの普及拡大、水切り運動の促進を継続します。
- ・エコクッキング講座の開催などによる生ごみ発生抑制を促進します。
- ・パンフレットを活用して減量促進に努めます。
- ・食品ロス削減のため「30・10 (さんまる・いちまる)運動」に取り組みます。

取組 3-3 3 Rの促進

- ・リデュース(発生抑制)を促進するために、エコバックの利用促進、食べ残 しをしない運動を促進します。
- ・リユース(再使用)を促進するため、e-Life Fair において「おもちゃのおさがり会」、「陶磁器製食器の回収・リユース市場」、「フリーマーケット」を開

催します。

- ・リサイクル (再生利用) を促進するため、PTA等が行う資源物回収の支援、 各自治会を通して行う分別収集の支援継続を行います。
- ・ 資源化率の向上を図るため、もえるごみと埋め立てごみの有料化を継続します。

取組 3-4 3 ない運動の促進

・もったいない、食べ残しをしない、レジ袋を貰わない運動を促進します。

施策4 焼却となる事業系ごみの発生抑制

取組 4-1 情報提供・啓発

・食品小売業及び外食産業に分類される事業者に食品リサイクル法に基づく再 生利用等実施率の目標数値を周知します。

取組 4-2 資源物回収拠点の拡充

・集合住宅等に居住している市民が資源物を排出しやすい環境を拡充するため 古着や古紙類等の回収拠点の規模拡大や増設を促進します。

取組 4-3 生ごみ資源化の促進

- ・大規模小売店及び小規模事業者から排出される生ごみを活用した堆肥化事業 を促進します。
- ・市の補助金制度の PR を推進します。
- ・生ごみ資源化に伴って製造された堆肥の域内有効活用を推進します。
- ・食品ロス削減のため「 $30\cdot 10$ (さんまる・いちまる) 運動」に取り組みます。

取組 4-4 分別指導の実施

- 分別が不十分な事業所に訪問指導を実施します。
- ・分別が不十分な集合住宅の管理会社又は、経営者に訪問指導を実施します。

施策5 再使用・再生利用の促進

取組 5-1 市民による資源物回収の支援

・ P T A による拠点回収や地域住民によりステーション回収された分別資源物には、活動費の補助を継続します。

取組 5-2 焼却灰の再生利用推進

・焼却灰を再生利用することにより、資源化率の向上と最終処分場の延命化を 図ります。 基本方針

3

安全で安心な廃棄物適正処理の推進

【現状と課題】

2005年10月から、ごみ処理手数料有料化に合わせ、埋め立てごみの破砕処理とプラスチック製容器の包装処理を民間会社への委託方式により実現し、2006年4月から焼却灰の埋め立て処分を含む一般廃棄物用管理型最終処分場が朝日村で稼動しております。

また、もえるごみの共同処理が、2012 年 4 月から塩尻市、松本市、朝日村及び 山形村の2市2村によって構成される松塩地区広域施設組合により開始され、ごみ 処理の効率化を図るとともに、焼却熱の利用率向上が図られました。

一方、廃棄物の処理を行う施設の更新・建設には、概ね15年にわたる準備、計画及び建設期間が必要となります。切れ目無いごみ処理行政を推進するにあたり、 長期的な展望が必要です。

施策6 収集運搬処理体制の充実

取組 6-1 効率的な収集方法の検討

・家庭ごみ収集区分の見直しを検討し、効率的な収集計画及び適正な収集運搬費の検討をします。

取組 6-2 高齢者対応の充実

・高齢者へのきめ細やかな対応として、民間収集運搬業者による「さわやかさん収集」「粗大ごみクリーンサポート事業」など個別収集制度を周知 P R し、利便性の充実をはかります。

施策7 連携処理体制の維持

取組 7-1 民間処理施設の活用継続

- ・市外の民間業者において処理する場合は、法令に基づき関係市町村との協議 を経て安全性の確認を行います。
- ・市内の民間業者による、効率性の高い廃棄物適正処理を継続します。

取組 7-2 広域共同ごみ処理事業の継続

・松塩地区広域施設組合構成市村との連携をはかり、共同による広域ごみ処理 事業を継続します。

施策8 災害時対応の検討

取組 8-1 災害時廃棄物処理の検討

・国の災害廃棄物対策指針に基づき、松塩地区広域施設組合構成市町村及び本 市関係部署と連携した計画の策定を進めます。

施策9 廃棄物の不法投棄等の防止

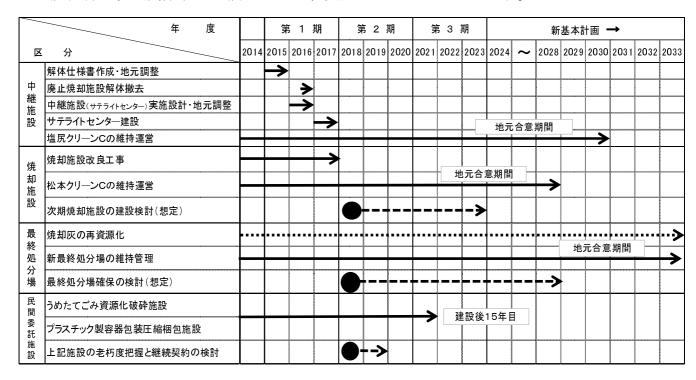
取組 9-1 一般廃棄物の不法投棄等の防止対策

- ・不法投棄は犯罪であるという認識のもと、地域住民や警察との連携を強化します。
- ・「ポイ捨て禁止条例」による規制、啓発看板や監視カメラの設置等の設備整備、 パトロール員による人的体制の整備などを行います。
- ・「広報しおじり」や「環・きょうニュース」などのチラシ等による住民への周 知を行います。

12 施設整備等に関わるスケジュール(予定)

施設整備等に関わるスケジュールは次のとおりです。

このスケジュールはあくまで予定であり、施設を管理、保有する松塩地区広域施 設組合や、民間業者との調整により、変更されることがあります。



図表14 各施設に関するスケジュール表

- 23 -

第二次塩尻市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画 第2期

(2018年度~2020年度)

発行年月 2018年3月

編集·発行 塩尻市

〒399-0786

長野県塩尻市大門七番町 3-3

市民生活事業部生活環境課

電話 (0263) 52-0679